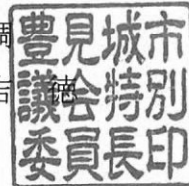


令和4年6月27日

豊見城市議会議長 外間 剛 殿

豊見城市役所内部における市長等特別職
からのパワーハラスメント等実態把握調
査特別委員会 委員長 大城 吉



豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメ
ント等実態把握調査特別委員会報告について

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握
調査特別委員会に付託された調査事項について、調査の結果を豊見城市議会会議規
則第110条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 第1. 設置の経緯
- 第2. 調査事項
- 第3. 委員会開催状況と調査概要
- 第4. ケースごとの検証結果
- 第5. 職員再招致の検証結果
- 第6. まとめ

第1. 設置の経緯

豊見城市議会では、市長・副市長よりパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたという職員からの苦情が議員複数名に届いたことをきっかけに、全会一致による調査実施の協議を図ったが、与党側の反発により党派を超えた共同調査が不成立となったことから、野党側で組織する「有志の会」により市長等特別職からのパワハラに関する職員アンケート調査が実施された。その結果、市長等特別職から自身がパワハラを受けたとの28件にも及ぶ被害の申告があり、市議会一般質問やマスコミ報道含め、パワハラ疑惑として世間を騒がせることとなった。

それらを受け山川市長は、雇用管理上の措置として、ハラスメント事案に対する意見・助言を求める第三者委員会の設置要領の制定と併せ、令和3年11月8日の記者懇談会において、自身を含む特別職によるパワハラ行為などについて審議する意向を突如表明したが、当該委員会が条例に根拠をなさない懇話会形式の組織であることに反発した市議会は、中立・公正さの担保のため第三者委員会は地方自治法及び豊見城市附属機関の設置条例に基づき設置される適正な委員会とすべき議会決議として、同年11月10日（決議案第4号）可決により公式表明による抵抗に至るも、長設置の第三者委員会は、設置根拠を懇話会としたまま平行線を辿った。

そのような中、有志の会は、野党側のみで設置された任意団体としての位置付けに留まることを自認していたため、市長等特別職によるパワハラについての全容解明に努める公正な権能を持つべきことと、市民や職員に対して一連の騒動に関する説明責任を果たすべきとし、豊見城市議会委員会条例第6条を設置根拠とした「豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会（以下「議会パワハラ委員会」という。）」の設置決議

案第 6 号が同年 12 月 17 日可決し、調査が開始された。

第 2. 調査事項

設置決議に示す付託された調査事項は、

- ① 実態把握のための職員アンケートの取り扱いについて
 - ② アンケート結果に基づく参考人への聴取
 - ③ 豊見城市ハラスメント事案に関する行政運営及び、同第三者委員会設置要領に基づき設置される組織並びに、所掌事務の作業実態等に対する監視
 - ④ 本特別委員会が必要とする調査全般
- となっている。

第 3. 委員会開催状況と調査概要

議会パワハラ委員会設置決議後、作業チームの細かな会議を除き、全 25 回に及ぶ委員会を開催し、アンケート内容協議、実施、開封集計作業、参考人招致、説明員等招致、中間報告、陳情審査等を実施してきた。なお、委員会審査記録（会議録）や内容等、については市議会ホームページにて随時公開中であるが、主要な開催状況と調査概要は次の通りである。

① アンケート実施

実態把握のための職員アンケートの取り扱いについては、アンケート調査要領を策定し、令和 4 年 1 月 24 日から 1 月 31 日において、班長級以上職員 165 名を対象にアンケートを実施。回答数 130 件、回答率 78.78%、回答結果は、自身がパワハラを受けたが 26 人であり、その内訳、市長から 22 人、副市長から 8 人、教育長から 0 人、教育委員から 3 人となり、自分自身以外の

人がパワハラを受けているのを見たり・聞いたり・相談を受けたことがあるかの問いに対し、「ある」と答えた職員は91人。さらに、議会の設置した議会パワハラ委員会に参考人として参加し、実状や体験を報告するとして現職職員8人が名乗り出た。

② アンケート結果に基づく参考人聴取

名乗り出た8名中7名の職員が個別かつ直接面談形式により、同年2月14日開催の議会パワハラ委員会にて聴取を行い、業務の都合上参加できない1名については、委員長より書面を用いて質問形式による聴取を行い、それぞれの状況確認を行った。また、アンケートや参考人聴取から名前のあがった前教育長及び2名の元教育部長についても同年2月17日参考人として聴取を実施した。(詳細は、「第4ケースごとの検証結果」に示す)

③ 陳情第1号の審査

市役所内におけるパワハラ及び不当な降任人事に関する調査について(陳情)は、本委員会に付託され、陳情者の招致、被処分者の招致、説明員として執行機関(人事課)の招致を行い、陳情内容に基づき調査を実施したところ、パワハラや降任人事については、事実確認の詳細の内容調査が個人に関わる情報につき調査の限界があったこと、また、分限懲戒処分審査過程における審議回数が少なく、さらにその期間が短期すぎることについては疑義が残るところであるが、本件については、地方公務員法第49条の2及び同法第49条の3の規定に基づく被処分者による審査請求手続きがなされておらず、取消訴訟の可能性が断たれている状況にある。

④ 長設置の第三者委員会委員長の招致

委員会設置決議に示す調査根拠「豊見城市ハラスメント事案に関する行政運営及び、同第三者委員会設置要領に基づき設置される組織並びに、所掌事務の作業実態等に対する監視」とした、第三者委員会委員長の参考人招致においては、懇話会形式の調査機関ではなく、日弁連の見解や設置根拠も踏まえ、市条例に基づく附属機関として設置するべきではなかったか。との質疑が多くを占めたが、委員長答弁では、附属機関と懇話会形式の法的な違いを正確に理解しているわけではないが、市規定に沿って活動しており、付託を受けてやる以上調査の中身は同様であると理解しているとの答弁がなされた。また、特定の人物からの事案調査付託ではなく、豊見城市役所全体におけるハラスメントの実態把握が目的であったが、市議会特別委員会における調査からパワハラに該当すると指摘を受けた行為については、直接被害者からの話や状況が確認できれば認定する可能性はあったが、1名のみ申し出に留まり事実認定をするだけの生の声などの材料が不足していたことについても触れた一方、多くの職員からこれだけの声があるということを経験した事実として受け止めていただき、市長という権限、職員へ与える影響力は極めて大きく、反省する点は反省し、改善頂きたい。と報告書に記載した旨の答弁がなされた。

⑤ 市長・副市長の委員会招致

同年4月27日、市長及び副市長を説明員として招致し、各60分間の制限時間のもと（委員会への説明員招致については出席義務がないことから、協議により）聴取を行った（委員会審査記録は市議会ホームページにて公開中）が、市長及び副市長の答弁が、職員等参考人から聴取した内容と大きく異なり、職員等が市長副市長より受けたとされるパワハラの具体的なケースについて

てはすべてを否定する結果となった。(詳細は、「第4ケースごとの検証結果」に示す)

⑥ 7名の職員の再招致

同年5月18日市長及び副市長の招致結果、同年3月31日長設置第三者委員会による経過報告及び市長コメントに対して、職員側の見解を再度問う必要があることとし、名乗り出た7名の職員を改めて参考人として議会パワハラ委員会において聴取したところ、同年2月14日開催委員会において答弁した内容については全て事実である旨の再確認をとったことから、市長・副市長による答弁とは相反する結果となった。

⑦ 市長・副市長の再招致

証言した7名の職員の2回目の招致により再度見解を聴取した結果、議会パワハラ委員会においては、市長・副市長の聴取については不完全とし、改めて聴取を行う必要がある。ということにより同年5月26日委員会条例に基づき2度目の説明員招致として出席を求めたが、当該案件については対応済み。との理由により、同年5月25日、書面により出席拒否がなされた。

⑧ 前教育長の再招致

同年5月18日に実施した市長及び副市長の招致結果、同年3月31日長設置第三者委員会による経過報告及び市長コメントに対して、自らもパワハラを受けたと証言した前教育長の認識について再度見解を問う必要があることとし、同年6月3日、議会パワハラ委員会2度目の参考人として聴取したところ、前回招致の同年2月17日開催委員会において答弁した内容につい

ては全て事実であることを再確認したことから、市長・副市長による答弁とは相反する結果となった。

第4. ケースごとの検証結果

【ケース①】

(1) 法律上、同意を必要とする公益団体（市観光協会）への派遣人事において、副市長から「向こうで何もする必要はない。3年間行ってくれればそれでいい」という言い方をされたとの証言について

副市長証言① 派遣に係るこのような趣旨や経緯については、議会の一般質問でも答弁をしてきたところであります。「向こうで何もする必要はない。3年間行ってくれればいい」との認識は、私はもっておりませんし、当然ながら、そのような内容の発言をしたこともございません。

副市長証言② 私の説明のどのような部分が、本人にそのように受け止められたのかについては承知しておりませんが、少なくとも私としてそのような内容の発言をしたことはございません。

副市長証言③ 職員とは毎日毎日、いろいろなことを、いろいろな形でコミュニケーションを取るわけですが、その中で、職員が、私が思うところと異なるような受け止めをしたりすることはあり得ることだと思えます。名誉棄損について、私のほうから、上位者という立場もありますので、一つ一つを問題にしてどうこうというつもりはございません。

(副市長証言のまとめ) 発言について全否定

(2) 同意をお断りした後、市長室に呼ばれ、「断ったというのを聞いた。市長の私がお願いしても無理か」と言われたが、副市長にお伝えした同じ内容で説明してお断りをしたら、市長から「人事課長だったあなたがそんな態度だから、この組織はだめなんだ」という発言を受けたとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

(市長証言のまとめ) 市長室に呼び出した事実関係も含めて全否定

【ケース②】

(1) 市長室に呼ばれ、「献血に商工会青年部が来るそうだが、どうして私には何の報告もしていないんだ」と市長からお話を受け、「確かに申し訳ありません」とお詫びをしたが、市長は感情的になって、机をたたきながら「二十何年も役所で働いてあなたは、その程度なのか」、「今までの政権は人材育成が全然なっていない」、「商工会は、売名したいんだったらよそでやってもらえ」、「言い訳をするな」とすごまれたとの証言について

市長証言 ① 「20年余り働きあなたはこの程度なのか」、机をたたき叱責したかどうかについて、私としてはそのような事実は一切ない。

市長証言 ② 今回、「20年余り働きあなたはこの程度なのか」の部分に関するものかどうかも含めて、全体的に机を「どんどん」という形、もしくは「とんとん」なのか、そういったニュアンスがあると思います。その中で私は机をたたいたという事実はないという発言です。

市長証言 ③ 机を「こんこん」とこうやって、それぐらいはやりました。

市長証言 ④ 第三者委員会報告書の45ページ(2)にパワハラに該当する

と指摘を受けた行為として、市長への報告がなかったことに対して「20年余り働き、あなたはこの程度なのか」と机をたたいて叱責ということで、同じような設問があります。これは、そういう事案が議会の特別パワハラ委員会からあったという例を指していると思います。その中で、報告書47ページに、こういった聞き取りの中で、市長自身からは書類を丸めたり、机を激しくたたくことはない。軽くたたくことはあったと括弧書きであります。また、熱が入り過ぎた言い方になったかもしれない旨の説明を聞き取りの中ではやり取りがあったということです。

市長証言 ⑤ 「20年余り働きあなたはこの程度なのか」、その部分に関しては、言葉として、そのような表現はなかったと記憶していません。

市長証言 ⑥ 「商工会は、売名したいならよそでやらせてもらえ」の発言は私の中ではないとお伝えさせていただきたい。

市長証言 ⑦ 管理職等には、いろいろな業務報告等の中で指導助言等も行っていきます。議会答弁にもあるように、誤解を与えるような表現がありましたら、ただすところは自ら検証して改善していきたい旨のお話もさせていただいております。

市長証言 ⑧ 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

※ 同年6月16日一般質問市長答弁(ケース②)において、市長室に呼び出した事実関係も含めて記憶にない等として全否定

(市長証言のまとめ) 市長室に呼び出した事実関係も含めて全否定

【ケース③】

(1) 市長より、沖縄県との職員人事交流を行うため県に提出する依頼文書作成の指示を受けて 15 分程度経過した頃、市長が執務室内に入ってきて「まだか」、「あなたはのんびり仕事をするんだな。30 分後に直接県に提出しに行くからすぐに作成しろ」と発言があった。正式な公文書となるため起案も必要な旨説明したところ、「市長の私が指示しているのだから、起案などは後回しにしろ」と恫喝を受けた。至急、県に聞き取りを行い文書を作成したが、その内容について十分に精査することもなく提出することとなったとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第 18 回委員会審査記録 P 5、上段 10 行目)

(市長証言のまとめ) 依頼文書作成の指示、指示後 15 分程度で市長が執務室内に入ってきたこと、執務室内での発言、起案文書の後回し、県への聞き取り、直接県への依頼文書提出など、全ての事実関係を否定

【ケース④】

(1) 令和 3 年 6 月 4 日金曜日。市長に元教育部長、元学校教育課長が 2 回ほど、呼ばれ、コロナで学校休業の児童の受入れについて話合いが行われていた。当事者から直接聞いた内容はコロナ感染症のまん延防止対策として、校長会にて決定した児童受入れ停止について新聞報道されたことに、担当部長と課長が市長室に呼ばれ、強い叱責を受けた。市長は課長にだけ一方的に机

をたたきながら「お前はそれでも管理職か。明日までに答えを持ってこい」など当時の学校教育課長を一方的に繰り返し叱責し療養休暇に追い込んだとの証言について

市長証言 ① 「お前はそれでも管理職か。明日までに答えを持ってこい」の発言に関して、少なからず、この当時のやり取りの中では、私のほうでは、そういったやり取りをした記憶はありません。

市長証言 ② 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

(市長証言のまとめ) 当時の担当課長を療養休暇に追い込んだことも含め事実関係を全否定

(2) (元教育部長) 当時、市長に呼ばれた時の状況としては、市長が大きな声で「どうなんだ、どうしてなんだ」というふうな感じで言われていた。うる覚えではあるが机を叩いたりはなかったと思います。教育委員会が100%ミスなのかという部分に関してはミスではないとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

(市長証言のまとめ) 発言も含め事実関係を全否定

(3) (前教育長) 市長室から帰ってきた元学校教育課長は、「20年以上公務員をしているがこんなことは初めてだ」と言っていることを同僚が聞いている。私が当時、元教育部長に聞いた話では「元学校教育課長は市長から一方的に怒鳴られている」「市長は机をカチカチ叩くなどし、だんだん言葉が荒くなり、声を荒げた状態」「以前市長室で教育長が人事問題のときのような

対応だった」と元教育部長から当時内容を確認した。人事問題のときの対応とは一方的に大声を張り上げて私を怒鳴ってきたことがあるとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

(市長証言のまとめ) 事実関係を全否定

(4) (前教育長) 令和3年6月4日金曜日17時過ぎに市長、副市長に私が呼ばれました。感染症対策に関する休校措置については、教育長の権限を学校長に一部委任していることを説明すると市長、副市長からは何ら反論もなく校長会で決められたことに対しても何ら異論など、一言もありませんでしたとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

(市長証言のまとめ) 令和3年6月4日金曜日に当時の教育長を呼び出したことも含め事実関係を全否定

※ケース4 総括

山川市長は同年4月27日招致の特別委員会において事実関係を全否定し、その通りマスコミ報道されたが、その後6月定例会一般質問に対する答弁で令和3年6月6日から6月10日頃にかけて【ケース④】において自身でSNSで取り上げていることを認め、事実関係はあるがパワハラ発言はしていないとしながら、部下などをSNSで非難することは情報モラルに反しないと発言。

【ケース⑤】

(1) 与根体育施設の業務調整になると思いますが、市長部局と教育委員会で対立している雰囲気があり、市長から「誰が課長にしたと思っているんだ、飛ばすから覚悟しておけ」と言われたとの証言について

市長証言 ① この部分に関しても、私としては、言った事実はないと認識しています。

市長証言 ② 職員に対する発言の内容については、それぞれが思うところだと思いますが、私として受け止め方の中では、今、「誰が管理職にしたと思っているのか。かつ飛ばすから覚悟しておけよ」という内容については、事実はないと思っています。また、申し訳ないですが、「飛ばすからな」と言われた方がいるという内容ですけど、豊見城市内、何を理由に、どこをもって飛ばすのかというのが、私の中には持ち合わせていないので、職員間との認識の違いもあるかと思っています。

市長証言 ③ アンケート自由記述欄の内容ですが、その方がそういう状況になったのでしょうか。そこが分からないのでお答えができません。

市長証言 ④ 豊見城市、どちらにも飛ばすという表現のところはないかと思っておりますので、言った事実はないと思います。

市長証言 ⑤ 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第18回委員会審査記録P5、上段10行目)

(市長証言のまとめ) 発言も含め事実関係を全否定

(2) 市長から何回も怒られて恫喝されたとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶してい

ます。(第 18 回委員会審査記録 P 5、上段 10 行目)

(市長証言のまとめ) 事実関係を全否定

(2) 市長・副市長に人事異動の件で調整した後、市長が下りてきて、部長席の前で恫喝するとの証言について、

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第 18 回委員会審査記録 P 5、上段 10 行目)

(市長証言のまとめ) 事実関係を全否定

【ケース⑥】

(1) (元教育部長証言) 教育委員会は、学校長と P T A 会長の会議がある。

P T A 会長には議員もおり、会議終了後、会食をした。翌朝、市長が出勤して、一番で市長室に呼ばれ「昨日は、誰々(議員)と一緒にご飯を食べていたらしいな、政治的なことはやめろ」と言われた。これは正直言って、人間関係の分断の話になるので非常に問題だと思うとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第 18 回委員会審査記録 P 5、上段 10 行目)

(市長証言のまとめ) 市長室に呼び出したことも含め事実関係を全否定

【ケース⑦】

(1) (元教育部長証言) 市長から提案された教育委員会人事案を私が断ったことに対して、市長が大声を張り上げ、威圧した目で「許さんからな」と怒鳴るとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶してい

ます。(第 18 回委員会審査記録 P 5、上段 10 行目)

(市長証言のまとめ) 市長が提案した教育委員会人事案を教育委員会が断つた事実も含め、発言や威圧した態度等、事実関係を全否定

(2) (元教育部長証言) 給食費の値上げの手順、他市の状況の説明をしていた。市長も発言をしていた「できるだけ市民の意思を反映させるため」と述べていた。職員の説明に市長が「自分の話がきけないのであれば出ていけ」と大声で怒鳴った。説明内容及び説明資料が市長の求めているものと相違していたことにあると感じたとの証言について

市長証言 ① 委員の事前通告にある事実関係等はなかったと記憶しています。(第 18 回委員会審査記録 P 5、上段 10 行目)

(市長証言のまとめ) 事実関係を全否定

第 5. 職員再招致の検証結果

同年 5 月 18 日 (水) 参考人 (職員 7 名) 再招致を行い、アンケートに記した内容、前回参考人招致の答弁内容に相違はないかの再確認を行ったところ「事実である」と全員が回答された。さらに、第三者委員会委員長報告、市長コメント発表の一連の流れ等を受けての発言に対し意見を求めたところ 7 名の全職員より次の通り回答を得た。

【参考人 職員 A】

証言：先日行われました市長招致の特別委員会、動画配信が 15 分程度ございました。市長の発言をお聞きしましたが、新聞報道の内容のとおり全否定されておりました。実際に被害を受けて療養休暇に入っている職員がいる中で全面否

定されている。パワハラ被害者本人たちがこれを見たときに、どういった思いでいるのか、非常に残念、悲しい気持ちで見えておりました。また、一般的にパワハラ加害者本人はパワハラを行っているとの自覚がない。また、認めようとしなない。これまでの市長のマスコミ等での発言等を見てますと、「説明不足や丁寧さを欠く表現で職員に不安を与えた」、「改善すべき点は改善したい」、「自身の認識としてはパワハラをした事実はない」、「職責を全うする中で、熱い思いで指示をすることはある。それで心を痛めた人もいるかもしれない」、実際市長本人から暴言等を受け、休職に追い込まれた職員がいる状況にもかかわらず、この状況です。この発言内容からいたしましても、市長はパワハラ行為を一切認めようとせず言い訳に終始しており、まるで他人事のように完全否定していることは非常に残念に思います。市長はハラスメント防止条例の早期制定に取り組みハラスメントのない市役所を目指すようでございますが、まずはご自身が責任のある組織の長としてパワハラ行為を認め、被害に遭った職員に謝罪し、反省すべきは反省し、改めるべきは改めることで健全な組織運営を目指すことができるのではないのでしょうか。そのためにも与野党にかかわらず、議員皆様のお力添えをよろしく申し上げます。

【参考人 職員B】

証言：第三者委員会の報告の部分について、「今回パワハラと認定するには至らなかった」という一文がございましたが、この委員会で認定をするということはないというふうに思っていたので、このコメントについて疑問に思っている部分がございます。市長コメントについて「自ら検証し、反省すべき点は反省し」という部分がありましたが、この検証結果とか、あと反省点というものがいまだに公表されていません。市長コメントの部分で市民に対しての謝罪というもの

がございましたが、職員に対しての謝罪がございません。そこら辺も疑問に思っています。また、本当にこちらに来るのも、今でさえ手が震えています。体も震えています。それだけ緊張しているのと、本当に勇気を持って私もこっちに来たと自分に言い聞かせながら、今お答えしている状況ですので、本当に気持ちを理解していただいて、今後の対応をよろしくお願いしたいと思います。

【参考人 職員C】

証言：市長については全て否定をされている内容での報道であったり、閲覧もさせてもらいましたけれども、私としては市長について失望したといえますか、残念でなりません。彼らがうそをついているとは思えませんので、市長にももう少し真摯に受け止めていただきたかった。また、僕に話をしてくれた職員は本当に立派な行政マンでありますので、私は信用しています。しっかり皆さんで検証していただきたいと思います。

【参考人 職員D】

証言：市長はパワハラを受けたという職員の意見を真っ向から否定されておりましたが、市長の参考人招致の際に委員からも質問が出ていたかと思うのですが、市長のおっしゃることが事実であれば、逆に職員がうそをついているということになるのであれば、本当に懲戒分限処分をやっていただきたいと思います。また、非常に言いにくい話にはなるのですが、与党の皆さんにお願いがあります。職員というのは職員である前に一市民ですので、市長のための与党ではなくて、従来の市民のための与党に戻っていただきたいと思います。切に願っております。

【参考人 職員E】

証言：第三者委員会報告書におきまして、47ページの(4)で、特に特別委員会で参考人招致に応じた職員は相当な覚悟を持って出席、発言したと思われ、全く存在しない事実を説明したとは考え難いというふうに報告書でも述べております。市長が33人はうそをついているというふうに思っているのであれば、私も含めて職員全員、分限懲戒審査委員会に諮って、ぜひ真実を確認していただきたい。自分はそういう職員はいないと思っておりますので、この懲戒委員会を実施するのを切に思っております。精神的に病んでいる事実を述べることのできない職員や家族に対して、事実はないと述べている市長に対して大変残念に感じているところでございます。また、委員の皆さんにお願いしたいのが、職員はみんな一生懸命、市民のために頑張りたいと思って仕事をしています。それができない状況になってきている。改善できる部分は早く改善しないと本当に取り返しのつかない豊見城市役所になると思いますので改善していただきたいと思っております。

【参考人 職員F】

証言：市長・副市長において、私を含めた参考人の証言を全否定されたと聞いております。第三者委員会報告書において、「特別委員会で参考人招致に応じた職員は相当の覚悟を持って出席発言したと思われ、全く存在しない事実を説明したとは考え難い」であったり、また「多くの職員からの指摘があることは重大な事実として受け止めなければならない」とされているにもかかわらず、事実自体を否定されたということはとても残念に感じているところであります。市長コメントのほうでも「反省すべきは反省し」という言葉がありましたが、全てを否定している状況で何を反省するのかな、というのを感じたところが率直な感

想となります。また、今回私は南部広域行政組合に派遣となりました。それを受けて、いろんな職員の方や議員の皆さんにも気にしていただいて、今回の私の異動は報復人事だったり、不当人事だよねみたいな言われ方はされているが、私も人事課長を経験していることもありまして、観光協会などへの派遣については法定で職員の同意が必要になります。それとは違いまして、組合や広域連合の派遣は通常の人事異動の範囲内というのは私も重々理解しているところです。なので先ほど言ったように私としては、今回向こうへの派遣が私だったということで自分自身の中で収めているところで、これ以上は深く考えないようにしているのが本音です。私をどう思うのかは、それぞれで考えてもらえるとありがたいなと思っているところです。

【参考人 職員G】

証言：市長コメントも読みました。第三者委員会からの報告書も目を通しました。私は第三者委員会の面談に応じました。一人で行き2時間近くいろいろとお話をさせてもらいました。その時に私が最初に確認したことは、「この第三者委員会はパワハラ認定をするんですか」ということを聞きました。そうしたときに弁護士は、「いや、認定はできないかもしれない」という話をして、ただ事実確認をしたいということでありましたので、「分かりました。じゃあ私は事実だけを述べます」ということで話をしました。また、今まで議会とかで市長の答弁を聞いてる中で、市長は常々から指導をしたと、叱責ではなく指導だと話をしています。皆さんご存じのように前生活環境課長がパワハラをやったということで、停職と降任という2つの処分をされたことに私は不満です。市長がやったことが指導であれば、当時の課長がやったことも指導だと思います。自分のことは棚に上げて、彼のことは真っ先に処分するのか私は疑問です。市長には特別委員

会に再度、参加してもらって皆さんのほうで確認をしていただきたい。

第6. まとめ

実態把握のための職員アンケート調査の結果では、自身がパワハラを受けたが26人（市長から22人、副市長から8人、教育委員から3人）、自分自身以外の方がパワハラを受けているのを見たり・聞いたり・相談を受けたことがあると答えた職員は91人であった。その中から、7人の職員が実名により、特別委員会の場において参考人招致に応じ、証言がなされ「第4. ケースごとの検証結果」において詳細が示されているとおりである。また、委員会条例に基づき出席要求に応じた市長・副市長は、職員の証言すべてを否定する答弁がなされ、双方の証言に違いが生じたことから、証言した職員を改めて招致し証言内容を確認したところ、7名の職員全員が証言内容に相違はないと再確認された。よって、特別委員会においては、改めて市長・副市長へ発言について問い質す必要が生じたことから、再出席の要求を行ったところ、当該案件については対応済として出席に応じることはなかった。

従って、これまでの一連の経緯からは、参考人として参加し、実情や体験を報告するとして申し出た職員の具体的な証言について、市長・副市長はすべてを否定し、さらにその後の特別委員会からの再出席要求にも応じない以上、証言に基づく事実追及が困難な状況となったことから、これまで特別委員会が収集した証言等証拠から事実の究明にあたった。

なお、申し出た職員の証言については、厚生労働省が定める「職場のパワハラの定義」における3つの要素「優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること」「業務の適正な範囲を超えて行われること」「身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること」に照らし合わせると、

これらの言動はパワハラ行為に相当するものである。しかしながら、パワハラ行為にかかる事実の認否について、市長・副市長はすべてを否定し、客観的な証拠（映像や録音）がない状況においては、職員の証言に具体性・迫真性のほか、矛盾はないかとする信用性の判断から見極めることとした。なお、職員の証言に偽証が判明した場合、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく分限処分及び懲戒処分の対象となるおそれがあることを申し添えておきたい。

総じて、特別委員会において参考人招致に応じた職員は、処分覚悟をもって証言している。よって、全く存在しない事実を説明したとは考え難いうえ職員の証言を検証した結果、具体性・迫真性があり矛盾することは一切認められなかったことから、その事実については一定程度存在し、信用性のあるものと判断することが妥当として、職員証言の事実関係を推認することとするが、市長・副市長によるパワハラ疑惑を拭い去ることはできなかった。

よって、市長・副市長は、これまでの自身の言動に対して、多くの市民の皆様、そして、職員に対して速やかに謝意を表明するとともに、市政の停滞・混乱を招いた責任を明確にすることを求める。